

岐阜県建築物等耐震化促進事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の補助対象となる工法及び製品の決定にあたり、有識者の意見を聴取することを目的として設置する。

(所管事務)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 補助対象となる建築物の耐震性を確保する工事の補強方法に関すること。
- (2) 補助対象となる耐震シェルター等の居室又は居室の一部に設置され、地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる製品に関すること。
- (3) その他建築物の耐震化の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員2人をもって、必要の都度、組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 実務者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は令和8年3月31日までとする。

(会議)

第4条 委員会は必要に応じ建築指導課長が招集する。

2 建築指導課長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、岐阜県都市建築部建築指導課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。